

議案第 4 7 号

亀山市税条例等の一部改正について

亀山市税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市税条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税条例等の一部を改正する条例

(亀山市税条例の一部改正)

第1条 亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第12条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第26条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第27条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第43条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第44条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第45条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第62条及び第64条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第69条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第70条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第78条第2項第1号、第83条第1項第1号及び第84条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第96条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第97条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第125条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第139条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第8条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第14条の2の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第17条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

附則第17条の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第18条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8

項第 1 号及び第 9 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第 29 条の 2 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 9 1 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 1 条第 2 号ア	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 9 1 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 1 条第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第30条を次のように改める。

第30条 削除

（亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中亀山市税条例附則第29条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第29条の2第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」とい

う。) 」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条の表中「附則第29条の2」を「附則第29条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀山市税条例第2条第2号及び第3号、第17条第2項、第26条第7項、第27条の3第4項、第45条第2項各号、第69条第1項第1号、第70条第1項第1号及び第2項第1号、第78条第2項第1号、第83条第1項第1号、第84条第1項第1号、第96条第2項第2号、第97条第2項第1号、第125条第2項第1号並びに第139条第1号の改正規定並びに附則第18条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の

改正規定並びに次条第1項、第2項及び第4項、第3条第1項、第4条第1項、第6条並びに第7条の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中亀山市税条例第12条第2項の改正規定並びに附則第8条第1項及び第30条の改正規定並びに次条第3項及び第5条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）第17条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第45条第2項第1号の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第12条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第26条第7項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第26条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例26条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第69条第1項第1号、第70条第1項第1号及び第2項第1号、第78条第2項第1号、第83条第1項第1号並びに第84条第1項第1号並びに附則第18条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第69条第1項並びに第70条第1項及び第2項に規定する

申出書、新条例第78条第2項に規定する申請書又は新条例第83条第1項及び第84条第1項並びに附則第18条各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の亀山市税条例（以下「旧条例」という。）第69条第1項並びに第70条第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第78条第2項に規定する申請書又は旧条例第83条第1項及び第84条第1項並びに附則第18条各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第17条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第96条第2項第2号及び第97条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第29条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる

規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった旧条例附則第30条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第102条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第105条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第105条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
----------	----------	--

第 1 0 5 条 第 2 項	第 3 4 号 の 2 の 2 様式	平成 2 7 年 改正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 6 様 式
第 1 0 5 条 第 3 項	第 3 4 号 の 2 の 6 様式	平成 2 7 年 改正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 9 様 式
第 1 0 5 条 第 4 項	第 3 4 号 の 2 様 式 又 は 第 3 4 号 の 2 の 2 様 式	平成 2 7 年 改正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 5 様 式 又 は 第 4 8 号 の 6 様 式

- 4 平成 2 8 年 4 月 1 日 前 に 地 方 税 法 第 4 6 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 売 渡 し 又 は 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 売 渡 し 若 し く は 消 費 等 (同 法 第 4 6 9 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 売 渡 し を 除 く 。 以 下 この 条 に お い て 同 じ 。) が 行 わ れ た 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に 販 売 の た め 所 持 す る 卸 売 販 売 業 者 等 (新 条 例 第 9 9 条 第 1 項 に 規 定 す る 卸 売 販 売 業 者 等 を い う 。 以 下 この 条 に お い て 同 じ 。) 又 は 小 売 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お い て 、 こ れ ら の 者 が 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 2 7 年 法 律 第 9 号 。 以 下 「 所 得 税 法 等 改 正 法 」 と い う 。) 附 則 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 製 造 た ば こ の 製 造 者 と し て 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に こ れ ら の 者 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 か ら 移 出 し た も の と み な し て 同 項 の 規 定 に よ り た ば こ 税 を 課 さ れ る こ と と な る と き は 、 こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 と し て 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 (こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 貯 蔵 場 所 、 こ れ ら の 者 が 小 売 販 売 業 者 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 直 接 管 理 す る 営 業 所 に お い て 所 持 さ れ る も の に 限 る 。) を 同 日 に 小 売 販 売 業 者 に 売 り 渡 し た も の と み な し て 、 市 た ば こ 税 を 課 す る 。 この 場 合 に お け る 市 た ば こ 税 の 課 税 標 準 は 、 当 該 売 り 渡 し た も の と み な さ れ る 紙 巻 た ば こ 3 級 品 の 本 数 と し 、 当 該 市 た ば こ 税 の 税 率 は 、 1 , 0 0 0 本 に つ き 4 3 0 円 と す る 。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第105条第1項 若しくは第2項、	亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第10条第2号	第105条第1項 若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第10条第3号	第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限

	第 1 0 5 条 第 1 項 若しくは第 2 項の 申告書又は第 1 2 4 条 第 1 項の申告 書でその提出期限	
第 1 0 5 条 第 4 項	施行規則第 3 4 号 の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様 式	平成 2 7 年 改正法 附 則 第 2 0 条 第 4 項の 規定
第 1 0 5 条 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 6 項
第 1 0 7 条 の 2	第 1 0 5 条 第 1 項 又は第 2 項	平成 2 7 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 5 項
	当該各項	同項
第 1 0 8 条 第 2 項	第 1 0 5 条 第 1 項 又は第 2 項	平成 2 7 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 1 0 6 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 1 0 5 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 2 9 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する

売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び

第 7 項 の 表 第 1 0 条 の 項	附 則 第 5 条 第 6 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項
第 7 項 の 表 第 1 0 条 第 2 号 の 項	附 則 第 5 条 第 5 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 5 項
第 7 項 の 表 第 1 0 条 第 3 号 の 項	附 則 第 5 条 第 6 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項
第 7 項 の 表 第 1 0 5 条 第 4 項 の 項	附 則 第 2 0 条 第 4 項	附 則 第 2 0 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 4 項
第 7 項 の 表 第 1 0 5 条 第 5 項 の 項	附 則 第 5 条 第 6 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項
第 7 項 の 表 第 1 0 7 条 の 2 の 項	附 則 第 5 条 第 5 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 5 項
第 7 項 の 表 第 1 0 8 条 第 2 項 の 項	附 則 第 5 条 第 6 項	附 則 第 5 条 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日 前 に 地 方 税 法 第 4 6 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 売 渡 し 又 は 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 売 渡 し 若 し く は 消 費 等 が 行 わ れ た 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に 販 売 の た め 所 持 す る 卸 売 販 売 業 者 等 又 は 小 売 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お い て 、 こ れ ら の 者 が 所 得 税 法 等 改 正 法 附 則 第 5 2 条 第 1 0 項 の 規 定 に よ り 製 造 た ば こ の 製 造 者 と し て 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に こ れ ら の 者 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 か ら 移 出 し た も の と み な し て 同 項 の 規 定 に よ り た ば こ 税 を 課 さ れ る こ と と な る と き は 、 こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 と し て

当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 1 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 0 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項

条第3号の項		において準用する同条第6項
第7項の表第105条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第105条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第107条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第108条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税

率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第10条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同

		条第6項
第7項の表第10 7条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項 において準用する同 条第5項
第7項の表第10 8条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項 において準用する同 条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第125条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第125条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第139条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第139条の規定による申告については、なお従前の例による。